

寄附金取扱規程

令和2(2020)年3月28日 理事会制定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本医学物理学会(以下「本会」という)が受領する寄附金に関する事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程における寄附金とは、個人又は団体から贈与又は無償供与された金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

2 寄付金の種類は以下のとおりとする。

① 一般寄附金： 用途を特定せずに寄附された寄附金

② 特定寄附金： 用途を特定して寄附された寄附金

3 一般寄附金は、総額の50%以上を定款第4条に定める本会の公益目的事業費に使用し、残額を管理費とすることができるものとする。

4 特定寄附金は、寄附者の特定した用途に従って使用するものとする。

(受入基準)

第3条 次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するとき、その寄附金を受け入れることができないものとする。

(1) 寄附金の受け入れにおいて、次に掲げる条件が附されているとき

イ 寄附者に寄附の対価として何らかの利益または便宜を供与すること

ロ 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと

ハ 寄附後に寄附者が寄附の全部または一部を取り消すことができること

ニ 寄附された寄附金を寄附者に無償で譲渡または使用させること

ホ その他、当会の運営上支障がある条件

(2) 寄附金を受け入れることにより、本会の業務、財政、又は名誉に負担又は支障が生じると認められるとき

(3) 本会が受け入れるには、社会通念上、不相当と認められる場合

(手続き)

第4条 寄附金を寄附しようとする者は、書面(電磁的方法によるものを含む)にて申し込みを行う。

2 前項により寄附金の申し込みを受理したとき、総務委員会により第3条の基準に該当し

ないことを確認のうえ、会長は受け入れの可否を決定し、理事会へ報告する。

- 3 受け入れが決定したときは、寄附者に対しその旨を通知する。
- 4 寄附金を受領した後、礼状及び受領書を寄附者に送付する。受領書には、本会の事業に関連する寄附金である旨、税制上の優遇措置が適用される旨、寄附金額及びその受領年月日、を記載するものとする。

(情報公開)

第5条 本会が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第6条 寄附者に関する個人情報については、別に定める「個人情報の保護に関する細則」に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(その他)

第7条 本規程に定めるもののほか、寄附金の取扱いに関して必要な事項は理事会が別に定めることができる。

(補則)

第8条 この規程の改正は、理事会の決議により行われる。